令和８年第９回　入間市農業委員会総会議事録

１．開催日時　令和８年８月２６日（水）　開会　午後　２時０４分

２．開催場所　入間市役所　Ｃ棟５階　５０１会議室

３．出席委員（１２人）

会長	１２番　中島敦夫		
会長代理	９番　久保田勝		
委員	１番　浅見信夫	２番　的場利夫	３番　宮岡幸江
	４番　中島伸吉	５番　荻野　実	６番　清水　昇
	７番　中村勝雄	８番　小澤正幸	１１番　上原和子

４．欠席委員（　１人）

１０番　齋藤　勲

５．早退委員（　０人）

６．議事日程

第１　議事録署名委員の指名　　３番　宮岡幸江　　４番　中島伸吉

第２　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請の意見具申について

議案第３号　農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請の意見具申について

議案第４号　農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について

議案第５号　入間都市計画生産緑地地区の変更に係る協議について

議案第６号　金子地区の地域計画案についての農業委員会の意見について

報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出について

報告第２号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について

報告第３号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

７．農地利用最適化推進委員

黒米敏文	佐藤和美	三木康行
豊泉　隆	岩田　浩	田中　勲
宇津木保男	杉田勝憲	西久保増雄

８．農業委員会事務局職員

事務局長　　新　宜之

主　　幹　　河西　多郎

９．その他の出席者

農業振興課長　　小松　辰也

農業振興課主任　　岸　秀人

農業振興課主任　　石黒　公嗣

１０．会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員１１名、農地利用最適化推進委員８名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第９回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、１０番 齋藤勲委員です。遅刻の届出は、田中推進委員です。

会期について、お諮りいたします。

会期は本日１日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日１日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第１３条第２項の規定により、３番 宮岡幸江委員、４番 中島伸吉委員、以上２名を指名いたします。

○議長

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第２号につきましては、的場利夫委員に対し、当該事案の審議開始から終了まで退席していただくことになります。

それでは、議事に入ります。

議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、１番を議題といたします。

担当５番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員５番（荻野実君）

５番、荻野です。議案第１号の１番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配付議案書のとおりです。

８月１９日に、岩田推進委員とは別々に、申請地の状況を確認してまいりました。

申請地は案内図のとおり、県道所沢青梅線南側で、宅地に囲まれた小さな農地です。現在は、譲受人が譲渡人とともに野菜を作っております。

譲受人は、現在農地を所有しておりませんが、譲渡人が高齢であること、親族間での移転で

あり、今後も家庭菜園として利用する計画であることなどから、譲受人が耕作していくことに支障はないと思われますが、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。

８月２４日に、現地を確認しました。荻野委員の説明のとおり、特に問題はないかと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、農業を新たに行うための農地の取得でございます。

農地法第３条の許可検討事項について説明いたします。

荻野委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の年間耕作従事日数は、１５０日以上であり、耕作面積は、２８５㎡となり、新たに農業を行うべく申請するものです。

申請地の耕作状況は、現在、野菜畑となっておりますが、許可後も、野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

以上、農地法第３条第２項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

説明は、以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、２番を議題といたします。

担当５番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員５番（荻野実君）

５番、荻野です。議案第１号の２番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配付議案書のとおりです。

８月１９日に、岩田推進委員とは別々に、申請地の状況を確認してまいりました。

申請地は案内図のとおり、県道所沢青梅線南側で、宅地と農地が混在する地域にある農地です。現在は、譲受人が野菜畑として利用しており、夏野菜が栽培されておりました。

譲受人は現在、農地を所有しておりませんが、譲渡人が高齢であること、親族間での移転であり、今後も家庭菜園として利用する計画であること、軽トラックや耕運機など必要な農機具も所有しておりますことから、譲受人が耕作していくことに支障はないと思われますが、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。

８月２４日に、現地を確認しました。荻野委員の説明のとおり、特に問題はないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、農業を新たに行うための農地の取得でございます。

農地法第３条の許可検討事項について説明いたします。

荻野委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、１５０日以上であり、耕作面積は、５６７㎡となり、新

たに農業を行うべく申請するものです。

申請地の耕作状況は、現在、野菜畑となっておりますが、許可後も、野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

以上、農地法第３条第２項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

説明は、以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。

はじめに、１番を議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、的場利夫委員には、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

（的場委員　退席）

それでは、担当１１番、上原和子委員、説明を願います。

○農業委員１１番（上原和子君）

１１番、上原です。議案第２号の１番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配付議案書のとおりです。

８月２４日に、佐藤推進委員と一緒に、申請地の状況を確認いたしました。

申請地は案内図のとおり、南峯の八高線西側で、圏央道南側にある農地です。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりです。

申請地は、譲受人が使用している敷地の隣接地であり、事業拡大に伴う倉庫建設等による敷地拡張が理由となっております。３ページにわたる理由書や様々な説明資料を確認し、事業規模から鑑みて、今回の転用申請はやむを得ないものと思われますが、ご審議の程よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、佐藤和美委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（佐藤和美君）

金子地区推進委員の佐藤です。

８月２４日、現地を確認しました。

上原委員の説明のとおり、やむを得ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、議案書申請理由に伴う、運送事業用地敷地拡張のための農地転用許可申請です。

農地法第５条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地は、農用地区域内であったため、令和７年１１月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和８年６月２４日付で、農用地区域から除外されております。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第３種農地には該当いたしません。農地の集団性については、１０ヘクタールを超える集団農地であることから、第１種農地に該当します。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第１種農地の不許可の例外については、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の２分の１を超えないものに限る。）」に合致します。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて精査したところ、資金計画につきましては、関係書類から、資金の調達については支障ないものと判断できます。その他の一般基準についても、合致しているものと確認しております。

続きまして、都市計画法においては、特別積み合わせ貨物運送事業の用に供する施設であるため、同法第２９条第１項第３号により、開発許可不要と判断されております。

説明は、以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

はい、宮岡委員。

○農業委員３番（宮岡幸江君）

案内図を見ますと、今回申請されたところの間に道路がありますが、これも入っているのですか。

○事務局

今回の申請地の間に道路が入っているというところの質問についてですが、こちらにつきましては、入間市の道路となっておりますが、市の方の払い下げを行うには、まず農地転用の許可を得て、所有者を事業者の方に移すことが先に必要となっております。具体的には、農地転用の許可後に、こちらの農地の所有権移転を事業者が行い、名義が事業者になったところで、払い下げの申請を市に対して行い、議会の議決を経て、払い下げの承認を受ける流れとなっております。順番としまして農地転用の手続きが先で、そのあとに、道路の払い下げを受ける形となっております。

○農業委員３番（宮岡幸江君）

ということは今回の申請で、手続後は市の道路ではなくなるということですか。

○事務局

はい。払い下げを受けた後に、事業の用に供する土地となります。

○農業委員３番（宮岡幸江君）

はい、わかりました。

○議長

他に何かございますか。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成でございます。

本件は、3,000平方メートルを越える許可申請の意見具申でありますので、許可相当として、埼玉県農業会議への意見照会後、県に進達いたします。

ここで、的場利夫委員の退席を解除いたします。

（的場委員　着席）

○議長

続いて、議案第３号 農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請の意見具申について、を議題といたします。

それでは、１番を議題といたします。

担当７番、中村勝雄委員、説明を願います。

○農業委員７番（中村勝雄君）

７番、中村です。議案第３号の１番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配付議案書のとおりです。

８月２５日に、申請地の状況などを確認しました。

申請地は案内図のとおり、県道所沢青梅線南側にある農地です。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。

申請者は当初、自動車修理工場と飲食店を併設する計画で転用許可を受けておりましたが、本業である自動車修理工場の業績が伸びたことや、新型コロナウイルス感染症の拡大による飲食店事業への影響を踏まえ、飲食店の建設を取りやめ、自動車修理工場のみを整備し、現在に至っているとのことです。速やかに手続きできなかった事情があったようで、現時点での申請となったそうです。理由書や現在の利用状況から、許可後の計画変更申請はやむを得ないものと思われますが、ご審議の程よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

宮寺地区推進委員の田中です。

８月２５日、現地の確認をしてまいりました。中村委員の説明のとおり、やむを得ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、許可後の計画変更の承認検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第３号の１番については、農地法第５条の規定による許可後の計画変更による申請です。

申請人は、申請地に議案書許可内容の目的で、令和２年１月２７日付けで農地法第５条の許可を受けておりますが、その後、事業計画の一部に変更が生じたことから、本案件による計画変更の申請がなされたものです。

変更内容については、中村委員より説明のありましたとおり、当初工場並びに店舗を建築する計画としておりましたが、工場の需要が拡大したことから、店舗の建築を取りやめ、当該区域を車両置場として利用する内容に変更するものです。

なお、本日の農業委員会での審議後、県に進達し、計画変更について承認を受けることとなります。また、県には事前に申請内容を確認しており、本計画変更について支障ない旨の見解を得ております。

続きまして、立地基準について、申請地は第１種農地に該当しますが、第１種農地の不許可の例外については、当初の許可時と同様に、その要件を満たしております。

次に、一般基準について事務局で確認したところ、今回の計画変更に伴い新たな費用は生じないことから、資金計画について支障はありません。また、その他の一般基準についても、当初の許可内容から支障となる変更はなく、引き続き要件を満たしております。

また、都市計画法については、店舗敷地を車両置場で使用することについては、建築物の建築を伴わないものであれば、支障なしと判断されております。

以上のことから、今回の計画変更については、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれもないことから、計画変更を承認し得るものと判断しております。

説明は、以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

はい、宮岡委員。

○農業委員３番（宮岡幸江君）

敷地の西側は畑になっていますが、本日配付された資料を見ると、畑に隣接する場所に洗車スペースが設けられています。洗車によって、隣接する農地に影響が生じるおそれはないのでしょうか。

○事務局

洗車スペースと西側の農地との間には緑地帯を設けており、洗車による排水が隣接農地へ流出することを防ぐ構造となっております。また、舗装部分には雨水浸透トレンチを設置していることから、隣接農地への雨水の流出についても抑制できるものと考えております。

（中島伸吉委員　挙手）

○農業委員４番（中島伸吉君）

当初は飲食店を併設する計画でしたが、今回、飲食店の建設を取りやめるということですね。そこで確認ですが、飲食店の建設を予定していた敷地は、今後、砂利敷きになるのでしょうか。

○事務局

お手元のＡ３横の議案第３号１番の資料をご覧ください。表面が現在の土地利用状況、裏面が当初の土地利用計画図となっております。当初は、裏面の左下にある県道側の敷地に飲食店を建設する計画でしたが、自動車修理工場の需要が高まったことから、飲食店の建設を取りやめ、現在は車両置場として利用しております。

車両置場については、表面の図面に記載のとおり、アスファルト舗装が施されております。また、雨水浸透施設等を設置し、敷地内で雨水を処理する構造となっていることから、周辺農地への影響は少ないものと考えております。

○農業委員４番（中島伸吉君）

この地域の地形を考えると、宮寺地区は水はけが良い場所ではないと思います。また、近年は集中豪雨も発生しており、そのような場合には、周辺の農地や道路に被害が及ぶ可能性も考えられます。そのため、雨水排水対策については、十分に配慮する必要があるのではないかと思います。これは私の意見として申し上げます。

○事務局

ありがとうございます。

（田中推進委員　挙手）

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

現地調査を行ったところ、敷地の周囲は高さ約２メートルのフェンスで囲まれておりました。２段のコンクリートブロックが設置されております。ブロックを越えるほどの雨量があった場合には、雨水が敷地外へ流出する可能性もありますが、通常の降雨であれば、敷地外への流出は起こりにくいものと考えております。

○事務局

ありがとうございます。

○議長

ほかにございますか。

なければ質疑終わり、採決いたします。承認することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員賛成でございます。本件は、計画変更・承認申請の意見具申でありますので、承認相当として県に進達いたします。

続いて、議案第４号　農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。

農用地利用集積等促進計画の案により、使用貸借権の設定等を受けるものについて事務局から説明を受け、皆様からのご意見をいただいた後に、計画案に対する農業委員会の意見を集約したいと思います。

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げます。

「議案第４号　農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について。農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１９条第３項の規定に基づき、借受申出案件（令和８年１０月始期分）に係る農用地利用集積等促進計画の案について、意見を求めるもの。別紙１のとおり」でございます。

それでは、補足説明を申し上げます。

別紙１の令和８年度第５回農用地利用集積等促進計画（案）をご覧ください。

１番～４番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は茶畑として利用予定です。貸借期間は令和８年１０月１日から令和１１年９月３０日までの３年となります。

次に、５番～９番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和８年１０月１日から令和１８年９月３０日までの１０年となります。

次に、１０番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は茶畑として利用予定です。貸借期間は令和８年１０月１日から令和１８年６月３０日までの９年９か月となります。

今回の計画につきましては、借受けに際し今後、農業者の高齢化や相続等により、農地の維

持・管理が困難となるケースの増加が見込まれる中、市内農地の有効利用と適正な管理を図る観点から、借受け希望者への農地の貸付けが適当であると判断し、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。説明は以上となります。

○議長

次に、議案第４号の１番を議題といたしますが、１番から４番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、１番から４番を一括審議といたします。

担当９番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員９番（久保田勝君）

９番、久保田です。

８月１９日に、新久地区にある４筆の農地の状況を、黒米推進委員と一緒に確認してまいりました。

借受人は、市内で１．７ヘクタール以上を耕作する製茶農家です。

今回の申請地について、茶畑として綺麗に耕作されておりますが、引き続き茶畑として耕作する予定であり、農機具も常用の摘採機・防除機など一式所有しております。利用権からの更新でもあり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、黒米敏文委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（黒米敏文君）

東金子・豊岡中地区推進委員の黒米です。

８月１９日、久保田委員と一緒に現地を確認しました。

久保田委員の説明のとおり、支障ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第４号の５番を議題といたしますが、５番から９番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、５番から９番を一括審議といたします。

担当４番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員４番（中島伸吉君）

４番、中島です。

８月２３日、金子下地区にある５筆の農地の状況を、豊泉推進委員とは別々に確認してまいりました。

借受人は、市内で１．９ヘクタール以上を耕作する野菜農家です。

今回の申請地について、現在休耕地となっておりますが、今後は野菜畑として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。

８月２２日に、現地を確認しました。

中島委員の説明のとおり、支障はないと思われますので、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第４号の１０番を議題といたします。

担当５番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員５番（荻野実君）

５番、荻野です。

８月２１日、宮寺地区にある１筆の農地の状況を、岩田推進委員とは別々に確認してまいりました。

現地は案内図のとおり、宮寺地区の東側に位置し、農地が広がる区域となっております。

こちらの案件は、本年５月２５日開催の第５回農業委員会で、ご審議いただいた案件の茶園となります。

こちらの茶園は２筆に分かれておりまして、前回は広い方の１筆だけを審議して頂いたのですが、もう１筆の申請が漏れておりましたので、今回その１筆について審議していただくものになります。

借受人は、市内で４．２ヘクタール以上を耕作する認定農業者で、今後も借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。

８月２４日、現地を確認しました。荻野委員の説明のとおり、よく管理されておりまして、特に支障はないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

ただいま１番から１０番までの説明がありましたが、この件につきまして、何かご質疑等ありましたらお願いいたします。

○議長

ほかに何かございますか。

無いようですので、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては「特に意見なし」という旨で回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございますので、本件の協議の回答として、「特に意見なし」とすることに決定いたしました。

次に、議案第５号　入間都市計画生産緑地地区の変更に係る協議について、を議題といたします。

この議案については、はじめに、摘要欄に記載されている、市から協議依頼があった内容について、事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明を願います。

それでは、１番について事務局から説明を願います。

○事務局

はじめに議案書を読み上げます。

議案第５号　入間都市計画生産緑地地区の変更に係る協議について。

土地所有者、変更に係る土地の表示、生産緑地地区番号、摘要については、配付議案書のとおりです。

本案件の記載農地につきましては、相続人より市へ買取り申し出がありましたが、市は買取らず、農業者への買取り斡旋も不調に終わったことから、令和８年７月１１日付で、生産緑地地区として課されていた行為制限が解除されました。

このことから、生産緑地法施行規則第１条、並びに平成３年９月１０日付建設省都公緑発第７７号建設省都市局長通達により、生産緑地地区の変更又は廃止に関し農業委員会に意見を聴くことができるとの規定に基づき、入間市長より農業委員会に対して、生産緑地地区の変更による影響について意見を求められているものでございます。

求められている意見の内容は、１点目、「市内農地の減少について」、２点目、「周辺農地に与える影響について」、の２点になります。

この２点の内容について、支障がないか審議をお願いするものです。

説明は、以上でございます。

○議長

次に、担当１番、浅見信夫委員、説明を願います。

○農業委員１番（浅見信夫君）

１番、浅見です。議案第５号の１番についてご説明を申し上げます。

８月１９日に、申請地の状況を確認してまいりました。

現地は、西武ぶしニュータウンの中にあり、市街化区域内となります。周辺は宅地化が進んでいる区域となっております。

１点目の、市内の農地の減少についてですが、市街化区域内の農地であり、市街化を促進する区域であることから、支障はないものと思われます。

２点目の、周辺農地に与える影響についてですが、周辺は既に宅地化が進んでおり、特に影響はないものと考えられます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長

次に、西久保増雄委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（西久保増雄君）

西武・豊岡北地区推進委員の西久保です。

８月２０日、現地を確認しました。

浅見委員の説明のとおり、支障ないと思われますのでよろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、この件につきまして、何かご質疑等ありましたらお願いいたします。

○議長

無いようですので、それでは、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、協議依頼があった「市内農地の減少について」と「周辺農地に与える影響について」は「支障なし」と回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成でございますので、本件の協議依頼の回答として、「支障なし」とすることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩　午後２時４８分

（農業振興課職員　入室）

○議長

それでは、会議を再開いたします。

再開　午後２時４８分

続いて、議案第６号　金子地区地域計画（案）についての農業委員会の意見について、を議題といたします。

本件は、金子地区地域計画（案）について農業振興課より説明を受け、皆様からご意見をいただきたいと思います。

計画に対する農業委員会の意見の集約については、最後にまとめたいと思います。

はじめに、事務局から説明を願います。

○事務局

議案第６号　金子地区の地域計画（案）についての農業委員会の意見について。

農業経営基盤強化促進法第１９条第６項の規定に基づき、金子地区について、意見を求めるもの。別紙２、別紙３、別紙４のとおりとなります。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長

次に、農業振興課に説明を願います。

○農業振興課

金子地区の地域計画及び目標地図の変更案について、ご説明いたします。

はじめに、今回の変更に当たり、金子地区で営農されている農業者の一部の方々に、協議の場の開催について通知いたしました。８月３日には、入間市農村環境改善センターにおいて協議の場を開催し、参加された農業者の皆様から様々なご意見をいただきました。

今回の主な変更点は、２点ございます。１点目は、これまで「金子地区根岸」と「金子地区根岸以外」に分かれていた２つの地域計画を統合するものです。これは、今後の計画の管理や更新を効率的に行うためのものです。２点目は、１０年後の地域農業を担う農業者の追加です。農地中間管理事業を積極的に利用している市外の耕作者に直接お声がけし、新たな担い手として計画に位置付けたものです。

主な変更内容については、以上となります。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課からの説明について、皆様にご意見を伺いたいと思います。

はい、久保田委員。

○農業委員９番（久保田勝君）

今回の計画において、集積された面積は何％になるのですか。

○農業振興課

資料１枚目の下段にある「（２）担い手に対する農用地の集積に関する目標」をご覧ください。市では、地域ごとの農地集積率の目標を５６％としておりますが、現在の金子地区の集積率は４０％となっております。

○農業委員９番（久保田勝君）

はい、ありがとうございます。

（荻野委員　挙手）

○農業委員５番（荻野実君）

先ほどの説明の中で、様々な意見があったということでしたが、一例を少し教えていただければと思います。

○農業振興課

協議の場でいただいたご意見をご紹介します。１点目は、「相対で貸借している農地についても、目標地図に反映できないのか」というご質問です。現在、目標地図には、主に農地中間管理事業や農地法に基づいて貸借されている農地を記載しておりますが、農業者間で相対による貸借が行われている実態も把握しております。

そのため、相対で貸借している農地についても、個別にご相談いただければ、目標地図への反映は可能であると回答しました。

２点目は、「地域ごとではなく、市全体で一つの目標地図を作成することは考えていないのか」というご質問です。これについては、現在の金子地区の目標地図だけでも情報量が多く、見づらい状況となっているため、市全体を一つの地図にまとめた場合、さらに見づらくなることが懸念されます。そのため、地図の見やすさや利便性などを考慮しながら、慎重に検討していくと回答しました。

以上です。

○農業委員５番（荻野実君）

ありがとうございます。

（宮岡委員　挙手）

○農業委員３番（宮岡幸江君）

「（２）地域農業の現状及び課題」に、「露地野菜、施設園芸、畜産など多様な農業が行われている」と記載されていますが、畜産に関する具体的な数値は、どこで確認できるのでしょうか。

○農業振興課

畜産については、地域で行われている農業の一つとして記載しておりますが、地域計画では農地面積を中心に整理しているため、畜産に関する具体的な数値は掲載しておりません

○農業委員３番（宮岡幸江君）

わかりました。

（中島伸吉委員　挙手）

○農業委員４番（中島伸吉君）

前回も申し上げましたが、目標地図が見づらいと感じています。地域計画を効果的に進めるためには、地域全体を把握できる地図にする必要があると思います。東金子地区も含めた地図の作成について、今後検討していただきたいと思います。

○農業振興課

ご意見ありがとうございます。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

農地の貸借については、相対で行っている農業者も多く、中間管理事業を利用することに不便さを感じている方もいます。なぜ中間管理事業を利用する必要があるのか、また、利用後のフォローも含めて課題を解決しなければ、農地の集積は進まないと思います。

現在、金子地区の集積率は約４０％ですが、相対による貸借も考慮すれば、さらに１０％程度は上がるのではないでしょうか。中間管理事業を利用しやすくするための対応について伺います。

○農業振興課

中間管理事業の利用には、手続きなどの面で負担があることは認識しております。一方、市として相対による貸借を積極的に推奨することは難しいため、農地中間管理事業の実施機関

と連携し、提出書類の簡素化など、利用者の負担軽減に向けた取組や制度の周知に努めてまいります。

○議長

ほかにございますか。

それでは、質疑応答・意見交換も十分になされたと思われますので、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見なし」という旨で回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成でございますので、本件の協議の回答として、「特に意見なし。」とすることに決定いたしました。

○農業振興課

ありがとうございました。

（農業振興課職員　退室）

○議長

次に、報告事項に入ります。

農地法第３条の３の規定による届出については９件、同法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出については２件、同法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出については３件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第３条の規定により専決処分され、同規程第５条により報告第１号、第２号、第３号のとおり報告がありました。

これで付議された議案はすべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会　午後３時００分